

令和元年度第1回亀山市環境廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時：令和元年11月14日（木）午前10時～午前12時00分

場 所：亀山市総合環境センター 4階 研修室

出席委員：朴 恵淑 増村 尚達 廣森 葉子 服部 典子

伊藤 裕子 小林 文子 伊藤 まゆみ 野村 隆史

坂下 輝之 田中 直樹 豊田 達也

（16人中11人出席）

傍 聴 人：1人

事務局：皆さんこんにちは。定刻が参りましたので、只今より令和元年度第1回

亀山市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日は、何かとお忙しいところご出席を賜りありがとうございます。私、本日の会議の進行を務めさせていただきます生活文化部環境課長の谷口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、事務局職員が自己紹介させていただきます。

部長：いつもお世話になります。生活文化部長の佐久間です。皆さんよろしくお願いいたします。

葛西：廃棄物対策グループの葛西です。よろしくお願いいたします。

山際：廃棄物対策グループの山際です。よろしくお願いいたします。

鳥居：廃棄物対策グループの鳥居です。よろしく申し上げます。

加藤：環境創造グループの加藤です。よろしく申し上げます。

事務局：ここで、各団体から選任され、ご就任いただいております5名の委員の皆様について、令和元年度に入り交代がございましたので、事項書裏面の名簿順にご紹介させていただきます。まず地域住民組織の代表ですが、1番.亀山
市自治会連合会 前任の中坪 務様から増村尚達ひさみち様に、2番.亀山市地域まち
づくり協議会連絡会議 前任の富尾信隆様から原 重孝様に、3番.亀山市老
人クラブ連合会 前任の近藤忠夫様から佐野嘉和様に、6番.亀山市地区衛生
組織連合会 前任の宮崎数子様から伊藤裕子ひろこ様に。続きまして事業所等の代
表ですが、8番.亀山商工会議所常議員 前任の昭和パックス株式会社亀山工
場長 清水貴雄様から折戸保文様に新たにご就任いただいております。また、
市職員につきましては、人事異動に伴いまして、15番.健康福祉部子ども未
来課課長が前任の宇野勉から豊田達也に、16番.教育委員会教育総務課長
が前任の原田和伸から大泉明彦を委員として任命いたしておりますのでよ
ろしくお願いたします。

なお、本日の会議には、11名の皆様にご出席いただいております。2番.
原委員、3番.佐野委員、8番.折戸委員、9番.櫻井委員、16番.大泉委員の5

名の方々におかれましては、ご都合により本日欠席の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、まず、あらかじめ送付させていただいております本日の会議資料の確認をさせていただきます。事項書内にそれぞれの資料番号を付してごさいます。事項書の他に参考資料と資料1～3の4種類となります。不足する資料がございましたら、お申し付けください。

よろしいようですので、お手元の事項書により進めさせていただきます。最初に、審議会の開催に当たり、朴会長からご挨拶をお願いいたします。

朴会長：おはようございます。早くも令和元年度も残り少なくなった。世の中、大型台風など次々と起こり、地球環境が変わっているなあと感じます。亀山市は環境のまち、櫻井市長のもとで高く旗を掲げている。廃棄物の審議会はまさに身近なところで一人ひとり何ができるのかももう一度考えて、考えるだけではもったいないので、それをどうやって実行に移して、目に見えた形での実績を作っていくことを皆様のお力をお借りしていきたいと思っています。時にはいい数値が出ることもありますし、時にはうまくいっていないこともあるが、亀山市の強みを活かして弱いところがあればこの場で議論し、一步でも前

に進める審議会になればいいと思います。私も精いっぱい頑張らせていただきますので、皆様よろしく申し上げます。

事務局：ありがとうございました。続きまして、事項2番の「副会長の互選」ですが、これまで副会長にご就任いただいております2番、 亀山市地域まちづくり協議会連絡会議 富尾信隆委員が役員交代により解任されましたことに伴い、新しい副会長をご選任いただきたいと存じます。お手元の【参考資料】をご覧ください。

資料裏面に「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を抜粋させていただきますが、第7条の規定により、副会長は委員の互選により選任することとしております。いかがお取り計らいいたしましょうか。

委員：事務局一任

事務局：「事務局一任」のお声をいただきましたので、事務局の腹案がございますので、ご提案させていただいてよろしいでしょうか。

委員：異議なし

事務局：ありがとうございます。それでは、副会長には「1番.亀山市自治会連
合会代表の増村尚^{ひさみち}達委員」にお願いしたいと考えておりますが、いかがでし
ょうか。

委員：異議なし

事務局：「異議なし」のお声をいただきましたので、副会長には増村委員を選任
させていただきます。増村委員どうぞよろしく申し上げます。

それでは、副会長にご就任いただきました増村委員に一言就任のご挨拶を頂
戴いたしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

増村副会長：自治会連合会の役員をさせていただいております。自治会のみなさ
んと、また、各支部長と一緒に亀山市のためにいろいろと良いことや問題点に
ついて対策・提案している。なかなかすぐ成果が出ないが、廃棄物等につきま
しても地区衛生連合会の担当もしており関心が高い事項でもあります。みな
さんとともに歩を進めたいと思っています。事務局及び亀山市のご支援をよ
ろしくお願いいいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、会議の進行は、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」第8条の規定により、会長が議長となって執り進めることとなっておりますので、これ以降の進行は朴会長にお願いいたします。

朴会長： それでは、お手元の事項書により会議の進行をさせていただきます。まず、事項書3番 議題(1)の亀山市環境基本計画その他環境関連計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局：今回なぜこの議題が上がっているかということですが、「環境基本計画その他環境関連計画」という中に一般廃棄物処理基本計画があり、生活排水処理や、ごみ処理の計画の改定も入っていることから、今回ご説明させていただきます。亀山市では、環境基本計画と廃棄物も含めた関係の計画を今年度と来年度の2か年をかけて改定又は新たに策定する予定。そのため、減量審議会でごみの関係を中心として説明をさせていただきたい。資料1-①をご覧ください。改定又は策定の方向性についてというところです。現在、亀山市が持っている環境関連の計画と今年度と来年度で改定していく方向性をまとめた。現行は、環境全体に関する計画については、環境基本計画という1本の計画で

す。生き物に関する計画はない。生活排水処理、ごみ処理に関する計画が一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理・ごみ処理基本計画)ということでそれぞれまとめられている。最後、温暖化に関する計画につきましては、平成26年度から令和2年度までの計画で、地球温暖化対策実行計画というのを、それぞれ個別に定めています。今回、各計画の周期が令和2年度とそろっていることと、生き物等に関する計画と、温暖化への適応に関する計画を新たに作成しつつ、環境基本計画に各計画を内包し、一本化しようと考えています。これまでは別個の計画がばらばらだったが、改定のタイミングがぴったり合うこともありまして、一つにまとめて効率的に、かつそれぞれの施策間の連携をとれるような形で定めていきたいと考えています。特に、生き物に関する部分につきましては、生物多様性地域戦略という形で新たに新しく計画に組み込んでいく予定です。廃棄物に関する生活排水、ごみ処理については、改定をしつつ環境基本計画に盛り込んでいく予定です。最後に温暖化のところ、先ほど朴会長のごあいさつにもありましたが、近年暑さからくる熱中症や大雨などの災害が非常に大きな問題になってきている中で、環境省は温暖化の暑くなっていくスピードを緩めるために二酸化炭素を減らし緩和していくという動きと、大雨などの災害に対応していく適応という両輪でやっていくべきとしている。今までは緩めようという考えだったが、それだけでは実際起こってきている

災害や、農作物の品質成果、そういった所に手がまわっていないため、緩和と適応の両輪で回していこうということを推進しています。そのため、温暖化の実行計画の中に地域気候変動適応計画を新たに加え、緩和と適応の考えを取り入れて作っていく計画をしている。

次に資料1-②。それぞれの計画の概要です。(1)環境基本計画は、市の環境に関する一番大元の計画。(2)生物多様性地域戦略は、いろんな生き物がいて、それらをどう守っていくか。生き物に関する計画。(3)一般廃棄物の処理基本計画は、生活排水、浄化槽や下水道関係。(4)のごみ処理基本計画は、廃棄物の関係。(5)-①と(5)-②が温暖化への緩和と適応。具体的には、資料の1-③をご覧ください。環境基本計画の骨子案となります。おおまかな考え方を整理してまとめたものです。2ページ、3ページをご覧ください。先ほど各計画を一本化して作る方針だということをお話しました。第1章から第4章までが環境基本計画にあたります。大元の理念を表しているイメージです。例えば第1章の2では、計画を作る背景と趣旨を整理し、第2章の基本構想では、亀山市として目指す環境の姿を定義します。第3章では全体の取り組み方針、第4章では計画の推進体制や進行管理について謳っていくという、大元の環境基本計画の内容です。第5～9章では個別の計画に対応する内容です。例えば第5章は「共生」：人と自然の共生では、生物に関する計画。第6章の「快適」

は、町の色々な公害も含めた水質や生活排水などの生活排水処理基本計画に該当する。第7章は「循環」ということで、ごみに関する計画を記載した章になります。第8章「低炭素」は、温暖化に関する取り組みを謳っています。第9章は全体を通じ参画等の協働による進め方について謳っていく予定です。これらが全体の構成ですので、第1～4章までが大きい基本構想、第5章以降が、個別の計画を謳っていこうと考えています。

5ページです。まず計画を作っていくにあたって前段である亀山市ってどういう所なの？ということを示す3つのワードで示しております。豊かな自然があり、閑宿をはじめとして身近に歴史文化がある。交通の要衝として経済発展もしてきた町であると大きくまとめている。骨子案なので言葉だけ並べていますが、中間案や素案の方では徐々に肉付けをしていきたいと考えています。

6ページをご覧ください。これまでの流れです。2005年環境基本計画を策定し、2014年には見直し、国際情勢も変わり、本市の環境に関する状況も変わってきている中で、2021年新たに環境基本計画の改定を行って環境の保全又は創造につなげていきたいと考えています。

7ページ、位置づけです。環境基本計画というものは環境基本条例の規定に基づき、生物多様性地域戦略、生活排水処理基本計画、ごみ処理基本計画、地域温暖化対策実行計画を相互にうまく関連させながら、総合計画、将来の都市

像の実現に繋げていきたいと考えています。

8ページをご覧ください。期間については今年度と来年度で策定を行う予定ですので、2021年度がスタートになります。そこから10年間総合計画の期間ともうまく重なり、後で出てきますが、国連の大きな目標の年次とも重なってくるので、2030年度を目標年度として、半分の5年で一度見直しを検討します。

9ページです。目指す環境の姿。亀山市は環境においてこんな町になればいいなというところで、前計画の「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」を、そのまま踏襲したいと思っています。10年というのスパンで変わるようなものではないと考えますし、これは最初からの目指す姿ですので、大事にしていきたいと考えています。

10ページをご覧ください。先ほどの目指す環境の姿を実現するためにどのようにしていくかというところですが、各計画の名前と対応する形で、生き物であれば「共生」、生活排水や公害に関しては「快適」、廃棄物に関しては「循環」、温暖化に関しては「低炭素」という形で、それぞれ目指す環境の姿を実現するための4つの基本目標を設定しています。それを参画と協働で取り組んで安心安全の確保に繋がっていきます。

4つの基本目標に対してどのように取り組むかが11ページ以降取組方針

として掲げています。2「快適」ですと、取り組み方針として「美しいまちをつくる」「環境と経済を両立する」。これは公害、水質、大気等、美しいまちをつくるための取り組みをしていきます。「きれいな水を守る」という取組方針が生活排水対策になり、下水の整備、浄化槽の関係になります。

12ページ。「循環」は廃棄物に一番関係の深い部分になります。取り組み方針はまずは3R、「減らす」「再使用する」「再利用する」。それに、ごみをきちんと集めて処理をしていくという「適正に処理する」を加えています。

続きまして13ページ。「SDGs」という言葉を聞いたことがある方もいらっしゃると思いますが、これは国連で採択された17個のゴールです。人類がこれからも持続可能な発展をしていく中で17個のゴールを目指していかなければならない。1番では貧困をなくそう。日本ではあまりなじみがないかもしれませんが、世界規模で目指していく目標ということで設定されています。このまま並んでいるとイメージしにくいので、14ページをご覧ください。

17個の目標を自然、経済、社会に分類しました。自然に関する目標では、海の豊かさを守ろうという取り組み、社会に関する目標では貧困や飢餓の問題、経済に関する目標では、経済成長も同時に達成していこうというもので、これらの目標を17番のパートナーシップにおいて達成していこうというイメージで捉えるとわかりやすいと思います。環境省も、環境問題それだけでは解決

するのではなく、社会問題や、経済問題と当然リンクしてくる中で、環境、社会、経済の統合的向上としていますので、この3つを切り分けず、全体の問題として考えていきたい。櫻井市長もSDGsの取り組みには非常に前向きで、亀山版SDGsということも考えていきたいと申しておりますので、これからのキーワードになってくると考えております。

15ページ推進体制は、環境審議会や廃棄物減量等推進審議会を通じて計画の審議を進めていきます。

16ページ以降は各個別計画の内容です。骨子案なので具体的ことはこれから書き込んでいく。

18ページをご覧ください。第7章「循環」。亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）ということで、ここがごみの計画になります。1の(1)位置づけ、(2)ごみの排出量や処理量の見込みを記載し、2取り組み方針に係る目標と施策についてこれから書き込みをすすめていきます。

続きまして資料1-④をご覧ください。これからのスケジュールです。7月以降骨子案を作成し、環境審議会や廃棄物減量等推進審議会に諮らせていただいています。今後1月以降、もう少し肉付けをした中間案を作り、議会等への報告をしていく予定です。来年7月頃には最終案に近い素案を提示させていただき、修正調整のうえ10月頃に最終案を作成していく予定です。そこから

パブリックコメントを挟みながら 3 月に計画を作り、令和 3 年度から計画スタートという予定です。

これまでの取り組みですが、今年度の取り組みとしては、環境関連団体、ごみダイエツトサポーター、三重県総合博物館 M i e M u へのヒアリングを行い、関連団体の方、市民の方をお呼びし、ワークショップを 2 回開催。また、庁内では、G L や関係課長の会議をし、庁内の意見も集約して進めています。説明は以上です。

朴会長: ありがとうございます。ただ今の説明について委員の皆様質問等がございますでしょうか。

では私の方から報告をさせていただきます。先ほど説明の中で、横文字の S D G s とあった。日本語にした方が分かりやすいと思うが、「S」は持続可能 S u s t a i n a b l e、環境と経済と社会文化をバランスよくしていこうというもので、日本の昔ながらの人との繋がりを大切にしてきた文化にぴったり合う気がする。「D」は開発、D e v e l o p m e n t。ここで言っている開発は、経済の開発ではなく、これも環境とのバランスや社会のシステムを崩さないバランス、持続可能な開発。「G」は目標 Goal。17 個の目標があり、複数だから S をつけて S D G s となっている。2015 年 9 月の国連サミットで

採択され、2016年から2030年まで、すべての国と地域、全部で193か国あるが、そのすべての人々・すべての組織が取り組むというもの。大きな側面を4つ全部入れた相互の発展のためのとてもチャレンジング的なもの。これを政府が主導し、1700を超える自治体の中で29の市町がSDGs未来都市として選ばれ、その中でも10の市町がモデル都市となり、予算をつけて推進されています。亀山市もこれをチャンスとして捉え、ぜひSDGs未来都市に選ばれたらいいなと思っています。SDGs未来都市として三重県からは1か所だけ選ばれています。志摩市です。おそらく、伊勢志摩サミットや里海という海からSDGs未来都市に2018年に選ばれました。亀山市は海には面していないが、川上にいる亀山のみなさんが伊勢湾を守り、川を守り、森を守り、リーダーシップをとっていくということになれば、問題なく選ばれるのではないかなと思っています。そういったことを分かりやすく、子供たちにもわかりやすいものをどうやって作るのかという重要です。あいさつでも触れましたが、身近なところでできないと、大きなところでもできません。まさにこの審議会で議論されている内容が基本計画に盛り込まれるということですのでよろしくお願いいたしますと思っています。まさに大事なチャンスです。みなさん何のご意見等ありますか？

増村副会長:自治会連合会の関係や東部地区まちづくり協議会の活動をしています。まちづくりの活動テーマを作って、活動している中に、今日のSDGs 17の項目が結構入っています。皆さんのまちづくり協議会の中でも、このテーマと重複していると思うので、非常に共感が得られると思います。自治会連合会の活動は、役員と各自治会の代表者、つまり支部長の会合を20人くらいでしているんですが、こういった環境の活動及び継続可能な活動開発していくことをあまり知らなかった。また、連合会の支部長との会合の冒頭で、実はいろんな防災の関係で時間を取っていただいて、防災安全課の方の講話をいただいております。同様に経済・社会・自然に関する活動もしている。支部長はなじみがあり、半分以上自分たちでしている。亀山市はこういった活動をしている。一緒にやってみましょうということを説明してもらえればいいんじゃないかなと個人的に感じました。

朴会長:ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

それでは、我々が何を取り組んでいくのか、議題(2)のところに行かせていただいて、議論の中でまた(1)と合わせて質問を受けたいと思います。

では議題(2)に移らせていただきます。雑がみ、その他色びんの分別収集の施行ということで、資料2です。よろしくをお願いします。

事務局:資料2「新たな資源ごみ」の分別収集の試行についての(案)について、

「雑がみ」・「その他色びん(油付きびん・化粧びんを含む)」の分別収集の試行について、説明させていただきます。

現在亀山市の溶融処理されるごみの中で、リサイクル可能な「雑がみ」や色付きびん(その他色びん)が含まれております。第2次亀山市総合計画の基本施策の中で、低炭素・循環型社会の構築という項があり、それを推進するため、亀山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「雑がみ」と「その他色びん」の分別収集を 試行実施するという案をたてました。「雑がみ」とは、一般ごみに含まれる紙類の中に、可燃系資源ごみとして収集しているもの以外のもので、まだリサイクル可能な紙が含まれている紙類を「雑がみ」と呼んでいます。具体的には、食品などの空き箱、紙製の袋、包装紙、はがきなどが挙げられます。一般ごみに含まれる紙類の種類や性状がかなり多種多様であることから、市民の方が排出する時点で雑がみに該当するどうか迷ったら、「一般ごみ」として排出していただくという形で計画しています。収集日は、現行の可燃系資源ごみの収集日、A地区は第1、第3金曜日、B地区は第2、第4月曜日、新たに収集日を設けるということではなく、現在の可燃系資源ごみの収集日を活かして収集したいと考えています。

雑がみの排出方法ですが、雑がみのみをまとめて、紐で十文字に縛って排出していただきます。又は、雑がみ」のみをまとめて紙製の袋に入れて、紐で十文字に縛って排出していただくということを考えています。ただ、ちいさな雑がみも中にはございますので、そういったものについては、飛散防止を行ったうえで排出していただくと考えています。例えば、古い封筒に入れたり、紙製のお菓子の空箱に詰めて雑がみと雑がみの間に挟んで紐でしばって排出するか、大きめの袋に入れて紐でしばって排出する方法を計画しています。

紙類には個人情報を書かれている、封筒やハガキなどがありますが、そういったものにつきましては排出者の意思を尊重するものとします。考えられる方法としましては、該当部分をマジックで塗りつぶし、可燃系資源ごみとして排出する。該当部分を切り取り、切り取った個人情報の部分は一般ごみ、他の部分は可燃系資源ごみとして排出する。もしくはすべてを一般ごみとして排出するというような方法で排出する。個人情報の取扱いについても分別収集にあたり検討する事項であるということからこのような検討をいたしました。

つづきまして、「その他色びん」の分別収集の試行についてです。一般ごみに含まれているびん類で、無色透明、茶色以外の色付きびんを「その他色びん」と呼びます。従来から一般ごみとして収集してきた「油付きびん」、例えば食用油のびんやドレッシングなど油を使った調味料のびんなどと、「化粧品のびん

ん」につきましても分別収集をしたいと考えています。「油付きびん」につきましてもは洗浄能力が向上したという背景があり、「化粧品のびん」につきましてもは、リサイクル可能な素材にどんどん変わってきていることから、「油付きびん」「化粧品のびん」においても、不燃系資源ごみとして分別収集を試行実施したいと考えています。なお、不燃系資源ごみとなるびん類につきましてもは、食品、飲料、薬、化粧品など、体内に取り入れたり、触れたりしても人体に影響のないものを対象としてびん類の分別収集を進めていきたいと考えています。収集日につきましては、現行の不燃系資源ごみの日に収集したいと考えています。A地区は第1、第3火曜日、B地区は第2、第4木曜日です。その他色びんは、現在一般ごみとして排出していますが、基本的には油付きであっても化粧びんであってもびんが透明であれば透明びんとして、茶色であれば茶色びんとして、透明や茶色以外の色のびんであればその他色びんとして排出していただきます。排出方法は、無色透明びん、茶色びん、その他色びんに分けて排出していただきます。はっきりとした無色透明、茶色以外の中間的な色のびんにつきましては、その他色びんとして排出していただきます。排出時には、中身を使い切り、水で洗っていただきます。びんについているキャップは、取り除いていただく。油付きびんや化粧びんにつきましても、同様に中身を使い切っていただいて、水洗いし、キャップを取り外して排出していただくことに

なります。

「新たに資源ごみ」の分別収集で期待される効果については、リサイクル意識の向上や、ごみ減量意識など、ごみ処理に対する意識の向上が期待されます。そして、溶融処理されるごみが減ることでごみ処理費用の軽減も期待されます。また、ごみ処理に必要な燃料等の使用量が減ることによって二酸化炭素排出量の削減にも貢献できると考えます。

「新たな資源ごみ」の分別収集スケジュール案ですが、今年2月に開催された減量審議会では、雑がみの分別収集の試行を来年4月1日からと申し上げましたが、その後、その他色びんの分別収集につきましても、併せてスタートしたいということで、スタートを来年の10月1日から試行実施といたしたい。今年度中に、自治会連合会役員会・支部長会で説明をさせていただき、来年3月議会で市議会に報告をさせていただきたい。それをもちまして、来年4月から約半年の期間を設けて自治会単位の地元説明会を開催し、併せて市の広報やHPへの掲載、啓発チラシや分別のチラシを作成し、各家庭に配布しようと考えております。そういった周知活動を経て来年10月1日より分別の試行実施、試行期間は1年半を考えており、令和4年4月1日から本格実施を開始したいと考えています。以上です。

朴会長：ありがとうございました。

この説明について、質問等ありますでしょうか？

廣森委員： 雑がみの出し方はこれで決定ですか。

事務局：まだ決定ではない。この場で意見を出していただいた上で検討をします。

廣森委員：ペットボトルや白色トレイの分別収集のときも出し方についていろいろ議論があったと思うのですが、雑がみの出し方の部分で気になったのが、紐で縛ること。高齢者だけの世帯にとって紙をまとめて十文字でしばって排出するという行為が難しいのではないか。段ボールの排出も高齢の方はもしかしたら困っているのではないか。そうであるならば、雑がみに関してもを紐で縛るということはハードルが高いのでは。ハードルが高いと、「もういいや」という気持ちになるのではないか。紐で縛る、紙袋に入れて紐で縛る、全部縛るということなので、例えば紙袋に入れてガムテープで留めるようにしてもよいことにしてはどうか。ガムテープどめでもいいならそのように説明をつけていただきたい。ダメならば他の方法を考えていただきたい。

もう一つ、これから周知啓発はとポスターやチラシになるということですが、

まだ考えていただけるのであれば、びんの排出について。現在でもたくさんのびんの種類があって、これからさらにびんの種類が増えます。いっぱい種類があって、私も悩む。亀山市のカレンダーはすごく便利で、鈴鹿市にはない、私の知っている所では大阪の松原市や羽曳野市にもない。びんの種類が増えても、具体的にびんだけのA3のポスターの分別表を作ってもらえたら、新しい取り組みのハードルが下がるので検討していただければ。

事務局：新たな分別は年度途中に変わる予定。啓発チラシの話をしたが、もともと市民からびんの分別が難しいという声を聴いている、雑がみも種類があり分類するのが難しいと思うので、雑がみやびんに特化したチラシを作成して各戸配布する計画を立てている。ここで意見もいただきましたし、十分分かりやすいものになるよう内容を整理したい。

朴会長：紐で縛らないと駄目なのか。

事務局：段ボールの排出方法で、これまで市の方に難しいという意見はなかった。今回はあくまでも雑がみということで、それをそのままリサイクルに出すので、ビニル袋に入っているとビニル袋がごみになる。そのビニル袋から出すと

いう作業もありますし、ガムテープとか粘着性のものが付着していると、リサイクルにまかせないという部分もある。紙のガムテープもあるので、リサイクル業者と相談して少しでも出しやすい方法を考えたい。新聞・雑誌と違って、いろんな大きさの雑がみがあり、まとめてあると収集しやすくリサイクルもしやすいこともあって、このような形で提案をしています。もう一度業者と相談し、検討していきたい。びんにつきましては10月1日号の市広報と一緒に、地衛連の会報誌にびんの分別の記事を写真入りで掲載いたしました。地衛連からも地域の方がびんの分別で悩んでいるのということで掲載しました。前回も紹介したが、今はパソコンやスマホでごみの分別を五十音順で検索できるようにし、随時更新しているので、QRコードで検索できるので、そういったものも取り入れていただくと、スマートフォンを持っている方ならいつでも見ていただけるので、そういったものも取り入れながら、いろいろな方法で周知していきたい。

廣森委員： 確かにスマホもパソコンも便利です。私も使ってます。でも、ごみをまとめているときには紙やポスターの方が良いんです。貼ってあるものもいいんです。確かにパソコンもスマホも便利だが、市としては二つの気持ちを持つことを忘れないでほしい。老眼で物が見えなくてスマホで調べるのは億

劫、70・80代の方のことを考えると、やっぱり紙がよい。二本立てでお願いしたい。市役所の方の顔を見て話せる機会なのでぜひお願いしたい。

事務局：それは今まで通り、ペーパーも用意しますし、スマホでも検索もできるように二面性で対応していきたい。

増村副会長：地衛連では、ごみ処理の仕組みや分別の研修を新任の自治会長向けに行っています。皆さん感心されます。男性の方は、ごみの分別を奥さん任せにしている方が多いので、そこで熱が入って勉強できます。雑がみやびんの新たな分別についても地衛連でも研修をやっていきたい。

私は北鹿島町のごみの担当をしているが、シュレッダーごみが袋に入っているとき、収集した後散らばっている。それを集めるのがなかなか大変で、シュレッダーごみは、地域の方に袋を二重にしてくれと案内したのですが、他に困っている地域も結構みえると思いますので、ご報告させていただきます。

伊藤まゆみ委員：収集する側のお話をさせていただきます。先ほどの紐でしばって・・・というお話ですが、高齢の方の方ががきれいに紐で縛っていて持ちやすいです。上手に、知恵があるんだなと感じます。若い方が住んでいるアパー

トにも収集に行きますが、雑で、持ったらほどけたりこぼれたりする状態です。はがき等の個人情報紙の袋に入れてあると、屋根がない集積所は雨が降ると袋が破れやすくなる。私たちもごみが飛んだりすると拾ったりしていますが、やっぱり風の強い日は、飛んでしまいます。個人情報の物を捨てる時は気を付けてくくり、できるだけ風に舞わないようにすると集める側も助かります。あと、シュレッダーのごみですが、本当に集めにくいです。私たちも気を付けて拾ってくるんですが、風の強い日、雨の日は、どうやってパッカー車に入れたらいいのか悩みます。自分たちもこぼしたくないので、うまく収集できる方法はないかと考えます。従業員にもこぼしたごみは拾うよう指導しますので、またご迷惑をおかけするかもしれませんがよろしくお願いします。

朴会長：ありがとうございます。他にありますか？

伊藤裕子委員：10年以上前に分別の冊子をももらったが、細かく書いてありました。今から新しい分別が始まるので、その冊子を作って各家庭に配ってほしい。細かく書かれていて本当に便利。

事務局：冊子につきましては、かなりの経費がかかるうえ、法律が改正されるとその都度内容が古くなる。次から次へと改訂をしようとするに厳しい状況。冊子の代わりにP Cやスマホで見れるようにした。パソコンで印刷も出来るので、必要であればその時印刷したものをお渡しするなど対応をしており、世帯に配布するとなると23,000冊くらい必要になる。毎年冊子を作るとかなり経費がかかりますので、その辺は課題と考えます。ただ、今回のように何か新たな変更があれば、それなりのチラシを作って配布したいと思いますのでご了承くださいたいと思います。

増村副会長： 地衛連の方でも審議しましょう。

朴会長身近なところで貴重な生の意見をいただいた。ここで議論していることは、実施、実行できてなんぼなので、周知する方法を検討していただきたい。お金がないときだからこそお金をかけなければならない時もある。それでごみを減らせれば処理費用がういて印刷の経費もういてくるわけだから、市民にとってどういう啓発の仕方がより効果的かということを考えて検討してほしい。経験を積んでいる年配の方が何を望んでいるのか、若い人たちが何を望

んでいるのか考えていただいて、いろんな方法を、様子を見ながらやっていく必要があるのでは。

伊藤まゆみ委員：このごみは何ごみなのか、冊子よりも絵で見てわかるときもある、私たちの世代は絵の方が分かりやすい。分別の種類が年々多くなってくるので、作るほうも難しいと思います。

朴会長：皆様の知恵を合わせて効果的な方法を考えていかないと。

事務局：新たな分別は、1年半の試行期間を設けてますので、その間に市民の方から意見が出てくると思うので、そういう意見を1年半の間に集約し、改善すべき点は本格実施の時に反映していきたい。そのタイミングに合わせて紙ベースのものをご用意できればと。まずは試行期間のチラシを作製し、本格実施の際に冊子の作製を検討します。

朴会長：地元説明会についてですが、どれくらいかかる予定ですか。

事務局：前回、ペットボトルや白色トレイの分別を試行した時は、すべての自治

会に説明会のご案内をしましたが、すべての自治会が説明会を希望されませんでした。自治会は220~230あるのですが、そのうちの半数の自治会が住民を集めるので説明に来てくれということで、半数くらいの自治会で説明会を開催しました。今回も同じ方法で自治会に案内し、半年かけてまわりたいと考えている。

朴会長：市の広報はどれくらいの頻度で発行されているのか？月に2回ということなら、広報で周知するのはどうか。ごみカレンダー等を掲載し、全世帯に配られますから、広報担当と協議して、かなりの紙面を割いて手元において使っていただけのように工夫してはどうか。

事務局：広報担当と相談協議したいと思います。

朴会長：市広報特別号という形にして。SDGsは縦割だけじゃない。必要に応じて横軸を入れていくと、亀山市は変わったなと感じる。すごく話題になると思う。そうすればメディアもとりあげてくれるのでは。メディアの力は大きいので。いろいろ工夫していただいて。

他はよろしいでしょうか？それでは、もう一つ報告事項がありますので、こちらに移らせていただきます。4.報告事項 (1)亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付制度の在り方の検討について よろしくお願ひします。

事務局：亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付制度の在り方の検討について

報告いたします。資料3をご覧ください。1. 現行制度について。亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付制度は、平成26年4月1日に施行し、市民団体が自主的に実施する資源物の集団回収活動に対し、資源物集団回収活動報奨金及び加算金を交付することにより、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会に資することを目的としています。概要としましては、亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱に基づき、市民団体（自治会、婦人会、PTA等地域住民で構成する団体）が、資源回収物を取扱業者に引き渡し、又は亀山市総合環境センターに直接搬入した場合、資源物の重量1kgにつき、資料3-②にあります表1に掲げる金額を報奨金として交付しています。また、報奨金に加え、加算金として年間回収量加算金と前年度対比加算金を、年間回収量に応じ1年に1回交付しています。

2. 集団回収量及び報奨金交付実績 資料3-②裏面の表2をご覧ください。

実績につきましては表2にお示ししたとおり、センター搬入量は横ばい傾向にあります。民間搬入量、報奨金交付額、団体数ともに年々減少傾向にあります。これは、近年、誰もが容易に資源物を持ち込むことができるスーパー店頭等の回収ボックスが増加しており、その結果、活動団体数や回収量は減少し、また多くの対象品目で減少の傾向にあると考えます。3. 今後の制度の在り方について

表2をもう一度ご覧ください。各年毎にみても、民間搬入量はセンター搬入量より多く、登録団体が搬入する直接民間再生資源業者に売却する資源物の量は、1年間の資源物回収量の約9割を占め、社会全体のリサイクル意識の変化とともに市場も大きく変わってきており、本制度実施による一定の役割は果たせたものと考えています。また、本制度要綱第12条においても5年毎に制度を見直すこととしています。そのような中で、近年の資源物回収の状況も踏まえ、回収量に応じた報奨金の交付そのものを見直し、地域で生じた資源物を市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクル活動を支援する制度への転換など、本制度の在り方について検討を進めてまいりたいと考えています。

朴会長：これはもう決まったことですか？

事務局：まだ決まったことではなく、こういう方向で検討をすすめていきたいということですか。

朴会長： その検討は行政側がしていて、私たちは報告を聞くだけなのか、ここで意見を出していくのか？

事務局：意見をいただきたい。その意見をきいて検討して、最終的に案を固める。

朴会長：では意見をお願いします。

増村副会長：自治会の中で老人会を作っていて、亀老連というのがありますが、老人会への参加率が年々落ちてきて、なかなか組織活動の維持ができないと聞いている。組等で、早朝に回収に回る高齢の方がいるんですが、重いこともあって負担になりしっかり参加できないという状況もある。なにか対策が取れないかと思う。

服部委員：婦人会は各地域でやっているが、全体ではやってない。スーパーでペ

ットボトルや缶の回収をされていて、ポイントをつけてもらえるので店頭回収がかなり増えている。

朴会長：報奨金は市の予算から支払っているのか？

事務局： そうです。

朴会長：表1をみると、リサイクル業者に引き渡した場合は4円、市民団体が環境センターに直接搬入した場合は7円の報奨金を支払っている。ここでシビアに考えるべきかどうかを行政に考えていただきたい。市民団体が集めたものに対して出る奨励金を活動資金としている団体もあると思いますので一概に言えないので背景は考えていただきたいと思いますが、冷静な目でごみを減らしていくには、一番よく効く方法があります。実際に三重県内の29市町いくつかのところで実施していて、一人一日当たりのごみ排出量がNo.1のところは600gくらい。亀山市は1キロくらい。どうやって効果を得たかというと、市民団体が集めたものをどこに持ち込むかというと、環境センターに持ち込みます。結局市に入ってくる。それを100%リサイクル、リユースしていても、いったんごみとして市に入ってくることになります。そこで、リ

サイクル率が100%にならない限り、ごみの量は減らないんです。けれども、市に持ち込まず、リサイクル業者が独自に処理する形にすると、その分の廃棄物量は減ることになります。これはたいへん厳しいやり方ですが、自治体のごみを減らすために試行、実施しても、どうしてもごみの量が減らないという状況の中で、そういった方法もある。今言ったように、活動は認めるが、ごみの処理は業者に任せて市に持ち込まれるごみを減らす。早急に検討してはどうか。市に持ち込まれると、100%リサイクルしない限りごみは増えていきますので、いっこうに減りません。

事務局:今の制度は報奨金としても市に搬入する方が高い。どうしてもキロ当たりで報奨金を支払うとなると重さを報告しないと報奨金が出せない。重さの分が一旦市に入るとごみになる。民間に出す部分もすべて市に報告がされるので、集団回収としたごみが市のごみとしてカウントされる。新たに検討している方向性が、報奨金の単価を廃止し、団体に対する活動支援報奨金といった方向性に出来ないか検討している。重さの報奨金ではなく、市民団体が民間業者と直接やり取りをしていただき、そういった団体に対して活動の支援金を繰り出していけるような制度に転換できないか今後検討したいと考えています。

朴会長：検討はどれくらいかかるか。

事務局：令和3年度からはじめたいと考えています。

朴会長：雑がみや色びんの分別収集についても、令和2年4月から半年かけて説明をし、令和2年10月から1年半かけて試行実施していくということですが、試行に1年半かけなくてもやっていけるのではないか。資源物集団回収にしても令和3年4月から考えているのであれば、それぞれまちまちに変更していくのではなく、一つの大変革という時代の流れで、亀山市が環境でNo.1になって、誇れるようなものをつくっていくのであれば、このぐらいの期間でがんばるから協力してもらえませんかと集中してアピールし、スピード感をもってやっていかないと。忘れたところにやるといってもついてこない。そういったことも含めて検討していただきたい。

事務局：そういったことも含めて検討していきたい。会長がおっしゃったように、できれば同じタイミングで制度が動くのが望ましい。令和3年は境基本計画もスタートする年度になりますので、その時期に合わせてすべてが制度・施策として動くように検討していければと。

朴会長：それは行政にとってもやりやすいと思います。1年たってまたやります、次はこれをやりますというのではなく、一気にもっていくというのも一つだと思いますので、よろしくをお願いします。

1、2、3併せてみなさん何かございますでしょうか。

ないようです。ではこれで、予定していた議題、報告事項の議論はすべて終わらせていただきました。ここからは事務局、お願いします。

事務局：次回の審議会ですが、議題（1）の環境基本計画の改定の件で、中間案を議題としてとりあげたいと思っております。来年1月中頃に第2回審議会を開催したいと考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

増村副会長：食品ロスの削減はどうか。ヨーロッパの方では、街角に冷蔵庫を置いて余った食品をだれでも持ってきて冷蔵庫に入れ、ほしい人はだれでも持っていけるといふ、そういったことをしているといふことです。こういった発想もおもしろいなあと。そういったテーマを自治会連合会で取り組もうと思ひたんですが、なかなかまだそういう雰囲気がない。賞味期限が近づいてきたものを捨てずに生活困窮者に配るとか。今回の減量審議会のテーマにはあ

りませんでした。重要だと思えます。何とか進めたいと考えているということをご報告させていただきます。

事務局：食ロスは今までも審議会で触れてきたが、10月から法が施行されたところだ。実は第2回減量審議会で食ロス削減の議題を提案したいと考えている。亀山市も平成30年度に亀山市の事業者の方と協働事業で食ロスの削減に係る事業を1年やってきた。啓発が中心になっているので、今後新たな展開をしていく必要があると思えますので、次回こういったテーマでご意見をいただきたいと考えています。

朴会長：それでは委員の皆様には次回審議会の出席をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の第1回廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

皆さん、ありがとうございました。